

法定相続及び遺言に関する法律問題

資産マネジメント研究会 第1回
文責 弁護士 森 本 精 一

一、理論編

最初に簡単な相続法の基礎知識を説明しておく。

1、相続は何故認められるか—法定相続の根拠

① 血縁（上から下へ流れる）

←説明になっていない

② 被相続人の意思の推定（死んだら子供にやりたいと望むのが通常）

←制度があるからそう望むようになったのではないか

むしろ、金持ちの子はいつまでも金持ちで、不公平な制度だとの批判が19世紀ころからなされている

→相続を認める現行法制を維持するにしても、一種の不労所得であるから高い税金をかけて剥奪すべしとの考え方に結びつきやすい

2、法定相続と自由相続

両者のかねあいをどうつけるかは、時代により国により異なる

大陸法系では、法定相続に重点があり、英米法系では遺言相続（自由相続）に重点がある

→日本の現行法制は、遺言の自由を認め、それが無い場合に法定相続とし、ただ、遺言の自由に対し、遺留分制度で最低限度の取り分保障をするが、その効果は有効だが取り戻せるというやり方をしている

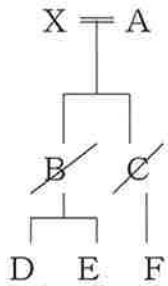
3、法定相続—相続人は誰か？

- ①第1順位 被相続人の子
代襲相続—相続分については株分けである
- ②第2順位 直系尊属
- ③第3順位 兄弟姉妹
- ④配偶者別格の原則

(説例1)



(説例2)

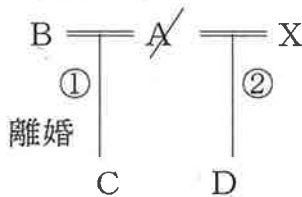


- A …1/2 配偶者別格
- B、C…1/2×1/2
- D、E…1/4×1/2
- F …1/4

D、Eは、Bの取り分の株分け

(制度としては子供が全部死んでいる場合、孫は頭分けという考え方もありうる)

(説例3)



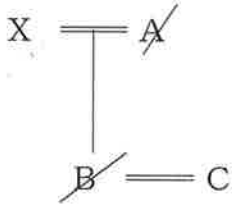
いわゆる連れ子の問題

Aが先に死亡していた場合
Xを相続するのはDのみ

Xが先に死亡すれば、A1/2、D1/2で、その後、Aの死亡により、(Aの相続として)最終的にはCも相続することができるようになる

→Cのこのような期待権は保護しないというのが法の考え方である(配偶者は代襲されない、代襲されるのは子と兄弟姉妹のみ)

(説例4)



配偶者は代襲しない

妻は家を出て行かざるをえないのか？

逆に代襲を認めると、相続の期待に縛られ、夫が死んでも舅と長く働か

ざるをえないから、認めない方がよいとの価値判断
→農家の嫁の問題